

うるま市緑化種苗資材等支給要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の緑の募金活動に参加協力する各種団体（以下「団体等」という。）に種苗資材等を配布することにより、市内の生活環境、教育環境及び職場環境等を緑と花で彩り、市民の緑化意識の高揚、学校教育の向上等を図り、より住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(予算)

第2条 種苗資材等配布にかかる予算は、次の財源をもって充てる。

- (1) うるま市一般会計予算に定める額
- (2) 緑の募金交付金

(支給対象者)

第3条 種苗資材等の支給を受けられる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 自治会
- (2) 小学校、中学校
- (3) 幼稚園、保育所（園）
- (4) その他（公共施設、ボランティア団体等）

(配分)

第4条 団体等への種苗資材等の配分は、毎年度予算の範囲内で行うものとし、前条第1号から第4号までの団体等について予算調整し配分するものとする。

(支給対象物)

第5条 支給対象物は、次のとおりとする。

支給対象物	草花種苗等、球根類、各種肥料、各種土類、プランター類、その他緑化に必要な樹木資材等
-------	---

(申請及び決定通知)

第6条 種苗資材等の支給を受けようとする団体等は、種苗資材等支給申請書（様式第1号）により、市（緑化支部）長に申請しなければならない。

2 市（緑化支部）長は、申請された内容を審査し適正と認めた場合に限り、種苗資材等支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(購入先及び配布)

第7条 種苗資材等の購入は、緑の募金活動に賛同する市内園芸関係業者から優先的に購入するものとする。ただし、種苗資材等の調達が困難な場合は、その限りでない。

2 団体等への配布は、市（緑化支部）長から依頼書（様式第3号）により園芸関係業者に依頼する。

(完了報告)

第8条 団体等は、種苗資材等の支給決定を受け、植え付け、資材設置など、事業が完了したときは、速やかに緑化事業完了報告書（様式第4号）を市（緑化支部）長に提出し、確認を受けるものとする。

(支給対象者の義務)

第9条 種苗資材等の支給を受けた団体等は、枯損等の防止など適切な管理に努めなければならない。

(支給対象物の返還)

第10条 種苗資材等の支給を受けた団体等が次のいずれかに該当するときは、既に支給した種苗資材等の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) この要領に違反した場合
- (2) 支給を受けた種苗資材等をほかの目的に使用した場合
- (3) その他市（緑化支部）長が不適切であると認める場合

(協議)

第11条 種苗資材等の支給に関し疑義が生じた場合、緑化支部会議において協議のうえ処理するものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。